

意見の内容と県の考え方

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>意見募集資料として『～一部改正（案）』（概要）』『～一部改正（案）』（全文）』が掲載されておりますが、改正前の文面が無いためどこをどう改正したのかわかりません。</p> <p>条例・計画の改正の場合、新旧対比の形式の資料を提示の上で意見募集実施されますよう宜しく御願ひ致します。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>当件、5頁ほどの資料ではありますが、本来改正前の条文なり関係する国・県の法令他も参照して意見すべきものと考えます。</p> <p>又、同時期に県だけで計5件の意見募集が実施されております。</p> <p>その様な中意見募集期間が通常通り1ヶ月と言うのは時間が不足していると感じます。</p> <p>意見募集期間延長すべきと考えます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長や再実施の予定はありません。</p>
3	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「記述不足・期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願ひます。（「県の条例に則って（1ヶ月）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	
4	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示願ひます（記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します）。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（7月16日の中国新聞、7月18日の山口新聞）により広報に努めました。</p>

5	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	
6	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報の十分・不十分の御判断」を御明示願います。)</p>	
7	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>

【その他】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	<p>今回の条例一部改正は上位/国の法令改正に伴うもの、と認識しております。</p> <p>この様な「上位/国の対応に従う」ばかりでなく、国に法令等改正を要求する、県独自の条例を制定する、と言った、県主体の行政実施を御願ひ致します。</p>	<p>いただいたご意見を今後の行政運営に活かしてまいります。</p>